



414
A2612

會計検査院法

第一章 總則 組織

第一條 會計検査院ハ天皇ニ直隸

シ國務大臣ニ對シテ特立ノ地位

ヲ有ス

大正十一年四月
大隈侯爵贈

第二章 組織

第十三條 會計検査院ハ院長一員
部長三員検査官十二員ヲ置キ之
ヲ會計検査官トシ別ニ書記官二
員會計検査官補二十四員及屬若
干員ヲ置ク

第十三條 院長ハ勅任トシ部長ハ

勅任又ハ奏任トシ検査官書記官

及検査官補ハ奏任トシ屬ハ判任

トス

第十五條 會計検査院長ハ院務ヲ

總理シ部長ハ部務ヲ掌理ス

院長事故アルトキハ上席ノ部長

ヲシテ代理セシムルコトヲ得

第十^五條 會計検査院ニ三部ヲ設
ケ各部部长一員検査官四員ヲ以
テ検査ノ事務ヲ分掌ス

第六十七條 會計検査官ハ勅令ニ定

メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之

ニ任ス

會計検査官ハ刑事裁判若シ懲戒

裁判ニ依ルニアラサレハ其ノ意

ニ及シテ退官轉官又ハ非職ヲ命

セラル、コトナシ

會計検査官ニ関ル懲戒ノ條規ハ

別ニ定ムル所ニ依ル

第十八條 父子兄弟ハ同時ニ會計
検査官トナルコトヲ得ス

第十八條 會計検査官、他ノ官職

ヲ兼子及帝國議會ノ議員トナル

コトヲ得ス

又ハ地方議會

第十九條

會計検査院ノ議事ハ總

會議又ハ部會議ヲ以テ決ス總會

議ハ院長ヲ以テ議長トシ部會議

ハ部長ヲ以テ議長トス

議事ハ多數ヲ以テ決ス可否同數

ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依

ル

第十四條 左ノ場合ニ於テハ總會

議ヲ以テ議決ス

一 第十五條ニ依リ上奏ヲ為シ又

ハ天皇ノ下問ニ奉答スルト

キ

二 第十四條ニ依リ報告書ヲ確定

スルトキ

三 第十七條ニ依リ意見ヲ陳述ス

ルトキ

四 検査事務ノ規程計算證明ノ

様式及提出ノ期限ヲ定メ又
ハ之ヲ改正スルトキ
五 其ノ他院長ニ於テ總會議ニ
付スルノ必要アリト認メタ
ルトキ

第^{十一}二十五條 計算検査ノ判決ハ凡
テ會議ニ於テス其ノ總會議ニ於
テスルト部會議ニ於テスルトハ
會計検査院長ノ定ムル所ニ依ル

第二章 職權

第^{十二}條 會計検査院ハ官金ノ收支
官有物及國債ニ関ル計算ヲ検査
確定シテ財政ヲ監督ス

第十三條

會計検査院ノ検査ヲ要ス

ルモノ左ノ如シ

一 総決算

二 各官廳及官立諸営造ノ收支
及官有物ニ関ル決算

三 政府ヨリ補助金又ハ特約保
證ヲ與フル團體及公立私立
諸営造ノ收支ニ関ル決算

四 法律勅令ニ依リ特ニ會計檢
査院ノ検査ニ属セラレタル

決算

第四^{十四}條

會計検査院ハ憲法第七十

二條ニ依リ決算ヲ検査確定スル

ト同時ニ左ノ諸項ニ付報告書ヲ

作ルヘシ

一 総決算及各省決算報告書ノ

金額ト各出納官吏ノ提出シ

タル計算書ノ金額ト符合ス

ルヤ否ヤ

二 歳入ノ賦課徴收歳出ノ使用

官有物ノ得有沽賣讓與及利

用ハ各其ノ豫算ノ規程又ハ法律^{勅令}ニ違フコトナキヤ否ヤ
三 豫算超過又ハ豫算外ノ支出
ニシテ議會ノ承諾ヲ受ケサルモノナキヤ否

第五^{十五}條 會計検査院ハ各年度ノ會計検査ノ成績ヲ上奏シ其ノ成績ニ就テ法律又ハ行政上ノ改正ヲ必要トスヘキ事項アリト認ムルトキハ併セテ意見ヲ上奏スルコトヲ得

第六條

會計検査院ハ各官廳中一

部ニ屬スル計算ノ検査及責任解
除ヲ其ノ廳ニ委託スルコトヲ得
但シ其ノ検査ノ成績ハ該廳ヲシ
テ之ヲ會計検査院ニ報告セシム
ヘシ

前項ノ委託ニ拘ラス會計検査院
ハ時宜ニ依リ其ノ所管ノ官廳ヲ
シテ計算書ヲ送付セシメ之ヲ檢
査ヲ行フコトアルヘシ

第十三條 第三項團體及公立私立諸
營造ノ決算ニ就テモ亦本條ヲ
適用スルコトヲ得

第十七條 金庫ノ出納及簿記上ニ關
ル各省ノ命令ニ付會計検査院ハ
其ノ發布ノ前協議ヲ受ケ且意見
ヲルトキハ之ヲ陳述スルコトヲ
得
會計検査院ハ
收入及支出ニ關ル規則ヲ定メ及
既定ノ規則ヲ改正シ又ハ説明ス
ル内閣及各省ノ命令ニ付會計檢
査院ハ其ノ發布ノ際通知ヲ受ク

第十八條

會計検査院ハ計算書及計
算證明ノ様式并ニ其ノ提出及推
問ニ對スル答辯ノ期限ヲ定ム

第十九條

會計検査院ハ各官廳ヲシテ
検査上必要ナル簿書及報告ヲ
提出セシメ及主任官吏ノ辨明書
ヲ求ムルコトヲ得

第十條

會計検査院長ハ検査上必
要ト認ムルトキハ主任官吏ヲ派
遣シ金櫃簿書物品及倉庫其
他事業、實地検査ヲ爲ス
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ豫メ本屬長
官ニ通知シ該長官ヨリ主任官吏

ヲシテ検査ニ立會ヲ爲ス^{カシムル}コトヲ
得セシムルハシ

第三章 検査判決

第二十條 會計検査院ハ出納官吏

ノ計算書及證憑書類ヲ検査シ正

當ナリト判決シタルトキハ該官

ニ對シ認可狀ヲ付シ其ノ責任ヲ

解除ス<sup>正當ナラズトスルトキハ之ヲ推問シ辨明ヲ
爲シ仍</sup>若其ノ計算終ニ證明ヲ得

正當ナラズト判決シタルトキ

ハ本屬長官ニ移牒シテ處分ヲ爲

サシム

第二十一條 會計検査院ノ判決ニ
據リ辨償ノ責ヲ負フ者ハ天皇ノ
恩赦ニ由ルノ外本屬長官之ヲ減
免スルコトヲ得ス

第二十二條 會計検査院、計算檢
查、際刑法に觸るる所爲、發
見するに於て、糾治處分ヲ行ハ
るる爲に司法大臣に報知、同
時、其の官吏、本屬長官に通知
スルニシ

第二十五^二條

出納官吏計算書及證

憑書、提出ヲ怠リ又ハ様式ヲ守

ラサルトキハ會計検査院ハ本屬

長官ニ移牒シテ懲戒處分ヲ要求

スルコトヲ得

第二十四^三條

政府ノ機密費ニ関ル
計算ハ會計検査院ニ於テ検査ヲ
行フ限ニ在ラス

第二十六條^四

會計検査院ハ認可状

ヲ付スルノ後ト雖其ノ付シタル

日ヨリ五箇年以内ニ於テハ出納

官吏ヨリ之ヲ請求スルカ又ハ計

算書ノ誤謬脱漏ニ重記載アルコ

トヲ發見シタルトキハ再審ヲ爲

スコトヲ得但シ詐偽ノ證據ヲ發

見シタルトキハ五箇年後ト雖再

審ヲ爲スコトヲ得

出納官吏ハ會計検査院再審ノ判

決ニ對シテ再ヒ審判ヲ請求スル
コトヲ得ス

第三章 附則

第二十五條 會計検査院ノ事務章
程ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム



